

消費生活かわら版

令和4年度
特別号

編集・発行 福岡市消費生活センター
〒810-0073
福岡市中央区舞鶴2丁目5番1号あいれふ7階
TEL092-712-2929 FAX092-712-2765
相談専用電話 092-781-0999
受付時間 月曜日～金曜日(祝休日・年末年始除く):9時～17時
第2・4土曜日:10時～16時(電話相談のみ)

令和3年度 相談件数ランキング

全相談件数 10,753件
(前年比14.4%減)

第1位 **通信販売** 4,025件
(インターネット通販、カタログ通販、テレビショッピングなど)

第2位 **店舗購入** 2,522件

第3位 **訪問販売** 828件



福岡市消費生活センター
啓発キャラクター
これっキリン先生

令和3年度に消費生活センターに多く寄せられた、事例をご紹介します。

事例
1

お試しのつもりが「定期購入」に!?



テレビショッピングなどの
通信販売は
クーリング・オフの対象外です!

トラブルに巻き込まれないための アドバイス

- ◆注文する前に、契約内容や解約条件、定期購入の有無などをよく確認しましょう。
- ◆解約や返品は原則、販売業者が決めたルールに従うことになります。
- ◆ただし契約条件によっては返品出来る可能性がありますので、困ったときは、早めにお住まいの地域の消費生活センター等にご相談ください。

～安全で、安心できる
消費生活をめざして～

福岡市消費生活センターでは、専門の知識等を持った相談員が、電話やインターネットで商品やサービスの契約に関するトラブルなどについて相談に応じています。昨年度も1万件を超える相談が寄せられました。その中で最も多かったのが、インターネットやテレビなどの通信販売に関する相談です。インターネットの普及や、新型コロナウイルスの影響により自宅過ごす時間が増えたことが主な要因だと考えられます。

また、高齢者を狙った悪質商法も後を絶ちません。高齢者など配慮が必要な人は、家族だけでなく、地域の皆さんの見守りも大切です。さらに、今年4月に成年年齢が18歳に引き下げられ、社会経験が乏しく契約に対する知識が少ない若年層の消費者被害が拡大することも危惧されています。学校等における消費者教育の充実も不可欠となっています。消費者トラブルから身を守るためには対処法などの情報を知り、周りの人と共有することが重要です。福岡市では、市民の皆さんが安全で安心して消費生活を送っていただくために、消費者被害の未然防止、トラブルの解決についてさらに取り組んでいきます。

困ったときは、一人で悩まず消費生活センターや警察に相談してください。

福岡市長 高島宗一郎

次のページにもよくある
トラブル事例を紹介しています。
大切なことなので
必ず読んでくださいね。



次のページへ